

[事案 2020-228] 新契約無効請求

・令和3年6月9日 裁定不調

<事案の概要>

募集人の不適切な説明によって契約内容を誤信したこと等を理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成26年8月および9月にそれぞれ契約した外貨建一時払個人年金保険2件について、以下等の理由により、各契約を無効として既払込保険料を返還してほしい。

- (1)元本割れリスクについて質問した際に、募集人から、年金原資が一時払保険料を下回る可能性が実際はあり得るにもかかわらず、「大丈夫だと思う。」と誘導され、元本割れリスクがないと誤信した。
- (2)契約に際し募集人から、設計書、契約概要・注意喚起情報、ご契約のしおり・約款を交付されず、意向確認書の控えも受け取っていない。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)申立人は為替リスクを理解しており、年金原資が一時払保険料を下回ることがないと誤信することは考えにくい。
- (2)契約に際し募集人は、契約概要・注意喚起情報、パンフレット、ご契約のしおり・約款等の必要書類をすべて交付し、設計書を用いて契約内容を適切に説明しており、申込手続上の不備はない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人が、年金原資が一時払保険料を下回ることはないと誤信したとは認められないものの、以下等の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、申立人から受諾しないとの回答があったため、手続を終了した。

- (1)本契約は、保険商品全体の中では比較的高いリスク性の高い特定保険契約であり、契約概要・注意喚起情報を交付して、申込者の知識・経験・財産の状況および契約をする目的にあわせて、申込者が理解できるように、募集人が契約概要・注意喚起情報に記載された事項を説明することが求められている。
- (2)しかしながら、募集人は、事情聴取において、注意喚起情報を用いた説明をしていないことを認めており、また、2件目の募集時には、設計書を使用して説明していなかったことが認められる。